

彩の国さいたま人づくり広域連合告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用することとされている同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年8月24日

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 池田 一江

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 田口 雄一

1 実施年月日

令和4年8月24日

2 監査の対象

令和3年度における財務に関する事務の執行状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適切に行われているものと認められた。
なお、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

<注意事項>

政策研究基金及び市町村事業推進基金の定期預金による運用において生じた利息収入が、これまで歳入に計上されていなかった。